

1

配食サービスへの助成

市指定の配食業者が行う配食サービスを利用する際に、費用を一部助成します。月曜日～土曜日(12月31日～1月3日を除く)の希望曜日の夕食をご本人に手渡しで提供します。

※配食業者や、食事内容(普通食・軟らか食・介護食等)を選べます。

●利用できる人

次の①・②のいずれかに該当する人

①次の(ア)・(イ)両方の事項に該当する人

(ア)世帯の全員が65歳以上で、かつ調理が困難で支援が必要である

(イ)合計所得金額が160万円未満である

②65歳以上で、介護保険の要介護4または5の認定を受けている人

●助成額

1食あたり**220円**(自己負担は、業者提供価格から助成額を差し引いた金額)

●申込み先

介護保険サービス利用者(ケアプランがある人)は担当ケアマネジャー

上記以外の方は、地域包括支援センターへ(4ページ参照)

配食サービス実施事業者等(令和5年8月1日現在)

料金、献立などは直接事業者へお問い合わせください。自費で利用する場合と市の助成を受ける場合では定価が異なることがあります。

事業者名	住所	電話番号	配達地域
	食事内容		
1 食事サービス W.Coキッチンかまくら	台5-2-3	0467-47-8341	鎌倉市内全域
	普通食、やわらか食、ミキサー食		
2 宅配クック1・2・3	常盤648-4	0467-31-5080	鎌倉市内全域
	普通食、やわらか食、カロリー塩分調整食、たんぱく塩分調整食、ムース食、健康ボリューム食		
3 特定非営利活動法人 和の会	梶原2-34-9	0467-46-8233	深沢地区周辺(毎週水曜日のみ)
	普通食		
4 配食のふれ愛	藤沢市鵠沼海岸1-14-18	0466-52-5156	鎌倉市内(一部地域を除く)
	普通食、カロリー調整食、たんぱく調整食、ムース食		
5 ハレルヤ	藤沢市本町3-9-2	0466-21-6575	鎌倉市内(一部地域を除く)
	普通食、やわらか食、カロリー調整食、低たんぱく食、ムース食		
6 ライフデリ 鎌倉店	台3-9-9富士見ハイツ105	0467-53-7017	鎌倉市内全域
	普通食、やわらか食、カロリー調整食、ムース食、透析食、腎臓食		

配食サービスへの助成

配達日 月曜日～日曜日

配食サービスのご案内

配達時間 14:00頃～18:00頃

夕配食

管理栄養士による、カロリー、塩分、栄養バランスに配慮したメニューです。

福祉クラブ組合員 | 食 1,048円(税込)

組合員外 | 食 1,372円(税込)

■個別対応食(減塩・増量・刻み食など)
| 食 108円(税込) 増し

■福祉クラブ生協 出資金/毎月1,000円 ■システム登録料/毎月200円

おかず配食

"3品のおかずのみ"をセットした配食を届けるサービスです。

福祉クラブ組合員 | 食 897円(税込)

組合員外 | 食 1,220円(税込)

朝食セット

夕食と一緒にお届けします

■調理品/1食 216円(税込)

■牛乳/1本 108円(税込)

私たち食事サービスW.Coは

- 安心な食材で「つくる」
 - ご自宅まで「届ける」
 - 安否を確認しながら「ケアする」
- ことを基本に配食サービスをいたします。

私たちが目指すもの

食事サービスW.Co
キッチンかまくら ☎0467-47-8341
神奈川県鎌倉市台5-2-3 コア北鎌倉 ■FAX:0467-48-6939



2 送迎・訪問理美容サービス

送迎サービス

利用料金・運行地域等は直接事業者へお問い合わせください。(介護保険の対象外です。)

介護タクシー

名称	住所	電話番号	FAX
介護センターおひさま	大船1175 小坂ビル203	48-3826	48-3827
ケアートランス(NPO法人 福祉輸送事業連合会)	腰越932-1	080-5373-5521	—
ドルフィンケアサービス	今泉台4-6-11	42-7360	42-7361
夢はこべケアサービス	今泉2-15-5	43-4050	42-7295
アロハ・ケアサポート	台5-10-1	080-3014-0854	43-0617
らいふBOX介護タクシー	材木座5-14-23	25-1857	24-8567
みらいケアかいごタクシー	材木座6-16-9	080-6609-8255	25-1053
合名会社 鎌倉介護タクシー	梶原5-2-D1-504	090-9018-4445	40-5777
NPOコアラ鎌倉	梶原1-1-3	46-0222	46-0220
鎌倉アンビ	浄明寺4-4-12	080-7737-0110	23-1129

鎌倉市消防本部認定

名称	住所	電話番号
(有)アメニティ・ケア	大町5-12-12	22-7120
くろーぼーど	台1407	91-4922
らいふBOX	材木座5-14-23	25-1857
介護タクシーALPHA	岡本2-1-17	80-2832

一般タクシー業者

名称	住所	電話番号
鎌倉タクシー(株)	常盤302	31-0101
グリーンハイヤー(株)		
鎌倉江之島ハイヤー(株)		
逗子葉山タクシー(株)		
京急交通(株)	小袋谷1-173-3	44-2214
鎌倉スマイル(株)	笛田2-1-26	40-5396
大船自動車(株)	植木23-1	0120-46-2047
大船中央交通(株)	大船4-17-35	46-5115
ロイヤル交通(株)	大船1184-1	0120-43-1245
(株)グリーンキャブ	関谷709-1	46-6270

福祉介護タクシー 国土交通省関東運輸局許可 関自旅二第506号

鎌倉アンビ

医療依存利用者特化型

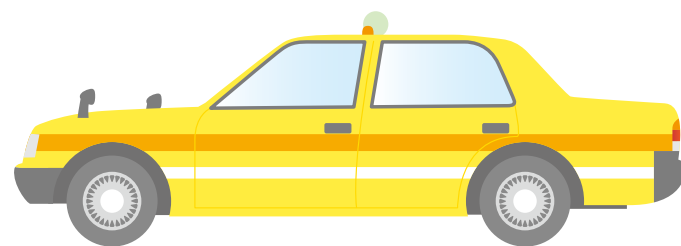
救急業務35年の実績と、介護資格および大型二種免許を併せ持った救命士の対応で医療依存の高い方の搬送も
《安心・安全・揺れない!》

救命救急士の速用で安心 安価な患者搬送
お気軽にお問い合わせください



予約・見積・問い合わせ [受付]8:00~23:00 年中無休(早朝・夜間の搬送もご相談ください)
080-7737-0110 FAX:23-1129 住所:浄明寺4-4-12[MAP]①B-1
 Email:hit@kamakura-amb.com ホームページ:https://kamakura-amb.com





福祉有償運送

■問い合わせ先 高齢者いきいき課 ☎61-3899

道路運送法に基づき登録された市町村社会福祉協議会、NPO等の非営利団体が、高齢者や障害者など、公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車両による送迎サービスです。事前に実施事業者への会員登録が必要です。

●利用できる人

要支援、要介護の認定を受けているなど、単独で公共交通機関を利用することが困難な人

▼市に登録している福祉有償運送事業者の一覧 (令和5年4月1日現在)

料金等が変更となっている場合等がありますので、直接事業者にご確認ください。

名称	住所 電話番号	料金 ●=運賃 ◆=送迎料金 ▲=介助料金等	運送曜日・ 時間	運送 区域

訪問理美容サービス

訪問理美容サービス助成券

■問い合わせ先 高齢者いきいき課 ☎61-3899

市が指定する理容店・美容店による訪問理美容サービスが、店舗と同じ料金で在宅で利用できる助成券を交付します。

●利用できる人

65歳以上で、要介護4・5の認定を受けている人

▼訪問理容サービス協力店 (令和5年4月1日現在)

地区	サロン名	住所	電話番号
鎌倉	(有)オシャレ	長谷2-17-21	23-1868
深沢	ヘアサロンWOODBLUE	笛田3-14-59	31-8247
	二階堂理容館	津1040-45	31-5244
	Hair Salon-TaKeDa	西鎌倉3-3-6	31-7429
大船	ヘアサロン吉田	大船1283	45-0510
	カットハウスマイウェイ	大船5-8-16	46-2266
	(有)市川理容館	岡本2-21-30	46-3485
	Hair Salon YAMADA	小袋谷2-21-9	46-4771
	Hair Salon HIDA	山ノ内1340	25-0768

▼訪問美容サービス協力店 (令和5年4月1日現在)

地区	サロン名	住所	電話番号
鎌倉	ビューティスポット	雪ノ下1-9-29 ホテルシャングリラ鶴岡1階	23-3966
	TICATIRO	小町2-3-1 2階	23-7100
大船	美容室プリミエール	大船2-20-29	46-5756

※詳しい内容については直接協力店にご確認ください。

3 その他シニア向けサービスなど

高齢者のための福寿優待サービス事業

■問い合わせ先 高齢者いきいき課 ☎61-3930

事業に協賛しているお店や施設等において「福寿カード」「福寿手帳」を提示することで、割引等の優待の特典を受けることができる事業です。

●利用できる人 65歳以上の人

●福寿カードについて

本庁舎の高齢者いきいき課窓口、各支所でいつでも配付しています。

公的な本人確認書類をお持ちのうえ、お越しくください。代理でのお受け取りもできますので、事前にお問い合わせください。

これまで65歳以上の方に配布していた「福寿手帳」は、「福寿カード」と同じようにご利用いただけます。



●優待内容について

優待内容は、協賛店舗等の負担にならない範囲で、自由に設定されています。

サービス例：料金割引、おまけのサービスなど。

●優待サービスが受けられる協賛店舗等について

協賛店舗等には、ステッカーが貼ってあります。一覧は、市役所本庁舎「高齢者いきいき課」8番窓口や各支所でお渡ししています。

入浴助成券

■問い合わせ先 高齢者いきいき課 ☎61-3930

市内の公衆浴場（銭湯）の利用助成券を**72枚**お渡しします。助成券は、1年を通して利用できます。お誕生月の1日から受付いたします。

●利用できる人 65歳以上の人

●負担額 1回につき**230円**

●お渡し場所

高齢者いきいき課（本庁舎1階8番窓口）・各支所
※保険証等本人確認ができるものをお持ちください。

原則として、ご本人及び同世帯の対象家族の助成券のみ交付します。その他の場合は、事前にご相談ください。

●注意事項

- 必ず本人の氏名・住所等を記入してご使用ください。
- 助成券は切離さずに浴場へお持ちください。切離すと無効です。

デイ銭湯

入浴指導・軽体操等のサービスを公衆浴場（銭湯）において提供します。

●利用できる人

65歳以上の人

●負担額

1回につき**300円**

●利用時間

午前9時30分～正午（1人につき月に1回の利用）

●申込み先

市内各公衆浴場または
鎌倉市公衆浴場業生活衛生同業組合
ひばり湯：☎46-5324

▼実施施設一覧 ※各公衆浴場への送迎はありません。

	施設名	住所	MAP座標	実施曜日	電話番号
1	清水湯	材木座1-10-24	MAP①・D-5	火曜	22-4697
2	栗田湯	岩瀬1-5-23	MAP②・E-1	木曜	46-4669
3	ひばり湯	大船1-13-7	MAP②・C-3	金曜	46-5324
4	野田の湯	台3-11-21	MAP⑥・A-1	月・金曜	43-0126

高齢者見守り登録制度

任意の登録制度です。地域での見守りや災害時の連絡等に活用します。

●登録できる人

市内に一人で居住しているまたは一人で居住している方と同じ状況にある概ね70歳以上の人

●申込み先

地域を担当する民生委員 ※ご不明の場合は、高齢者いきいき課 ☎61-3899まで

緊急通報装置の貸出し

緊急時にボタンを押すことで、24時間対応のコールセンターにつながり、地域の協力員の駆けつけや、救急車を要請することなどができる通報装置を有料で貸し出します。室内での活動量を検知して毎日異常がないか確認する安否確認センサーを同時に貸し出すこともできます。

また、利用者に対して、定期的にコールセンターからご様子伺いの電話をし、日常における健康状態を確認します。

●利用できる人

65歳以上、40～64歳の介護保険の認定者（要支援・要介護）のみで構成される世帯で、親族が近く（概ね徒歩15分圏内）にお住まいでない人。なお、ひとり暮らしの人またはひとり暮らしの人と同じ状況にある方は原則、『高齢者見守り登録』が必要です。

●負担する費用

利用者の所得及び貸し出す機器に応じて金額が異なります。あらかじめご了承ください。

●申込み先

地域を担当する民生委員 ※ご不明の場合は、高齢者いきいき課 ☎61-3899まで

●その他

- ご利用の場合は、徒歩5分程度に在住の協力員を2人（うち1名は担当民生委員）お探しくください。
- 貸出し機材（ペンダント等を含む）の紛失は、ご利用者の負担となります。
- 携帯型・固定型を選択できます。
- 警備会社・電話会社等の類似サービスをご利用中の場合は、申込みをご遠慮ください。

🌸 徘徊高齢者SOSネットワークシステム

■申し込み先 地域包括支援センター（4ページ）
鎌倉市高齢者いきいき課 ☎61-3899

認知症高齢者等が所在不明となった場合に、交通機関や地域の関係機関等の協力を得て、早期発見・早期保護を図る仕組みです。依頼があった関係機関は通常の業務の範囲内で捜索に協力をします。事前に名前や連絡先、身体の特徴等を登録しておくことで速やかな発見が可能となるため、事前登録を希望される場合は下記の申し込み先まで利用申請書をご提出ください。なお、事前登録は家族からだけでなく担当のケアマネジャーからの申し込みも可能です。

協力機関（鎌倉市）

タクシー会社・バス会社・鉄道会社・一部のガソリンスタンド・
電気管理技術者協会・一部の介護保険事業者 等

🌸 認知症高齢者等早期発見支援事業

■申し込み・問い合わせ先 高齢者いきいき課 ☎61-3899

市では専用の端末を有料で貸し出し、対象者が行方不明になった際に、GPS機能を利用して位置情報をお調べしています。貸与する専用端末を対象の方に携帯させてください。（※週に1回充電が必要）

●利用できる人

市内に住所を有する65歳以上、または、40～64歳の介護保険の認定者（要支援・要介護）で、認知症等により徘徊行動が見られる人

●負担する費用

利用者の所得に応じて金額が異なります。あらかじめご了承ください。

🌸 運転免許証自主返納者等支援事業

■申し込み・問い合わせ先 高齢者いきいき課 ☎61-3930

高齢者ドライバーを対象に、運転免許証自主返納の促進による安全確保、自主返納または失効後の外出支援のため、市内のバスやタクシー利用に使える割引助成券を交付します。

●申請できる人

- ① 満65歳以上で運転免許証を返納した人（満64歳の人で、満65歳になる直前の運転免許更新期間中に返納した場合も含む）
- ② 運転免許証が満65歳以上で失効した人
いずれも、返納または失効してから半年後の月末営業日までに申請が必要です。

●助成券が使えるバス・タクシー

市内に営業所があるバス・タクシーで使用できます。詳細は、交付時にお知らせします。

●申請方法

- ① 自主返納した人は、市内の警察署で返納した際に申請書類一式を受け取れます。
- ② 失効した人は、申請書類をお送りいたしますので、高齢者いきいき課へお電話ください。

●助成券について

500円の助成券4枚つづり（合計2,000円分）を最大2年間交付します。

🌸 粗大ごみシールの購入について

■問い合わせ先 ごみ減量対策課 ☎61-3396

粗大ごみを出す際には、処理手数料としてごみの品目・大きさにより、600円か1,200円（600円のもの2枚でも可）のシールが必要になります。※必ず鎌倉市の粗大ごみシールを購入してください。

●取扱い店：セブンイレブン、ローソン、ローソンスリーエフ、ファミリーマート、ミニストップ（ミニストップは一部店舗では取り扱っていません。）、郵便局（コンビニエンスストアで取り扱っている粗大ごみシールは600円のシールのみです。）

🌸 各種支払いについて

■お問い合わせ先 市税…納税課 ☎61-3911 国民健康保険料…保険年金課国民健康保険担当 ☎61-3955
後期高齢者医療保険料…保険年金課医療給付担当 ☎61-3961
介護保険料…介護保険課 ☎61-3949

市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、下記の場所で納付ができます。

- 市内に支店がある銀行・信用金庫・労働金庫、かながわ信用金庫、さがみ農業協同組合（今後取扱いが変更となる場合があります）
- ゆうちょ銀行、郵便局（関東1都6県と山梨県に所在するもの）
- 市役所本庁舎
- 全国の主なコンビニエンスストア（30万円を超える金額の記載があるもの、バーコードが印刷されていないもの、使用期限が過ぎているもの等は納付ができない場合があります。詳細は担当課までお問い合わせください。）

市税の納付について



スマートフォン決済アプリ納付について



【お知らせ】

市税・国民健康保険料は、上記以外にも、様々な方法により納付ができます。納付方法に関する詳細は、鎌倉市のホームページをご参照ください。

🌸 上・下水道料金の減免制度

■お問い合わせ先 水道料金 神奈川県企業庁鎌倉水道営業所 ☎22-6200
下水道使用料 下水道経営課料金担当 ☎61-3718

次に該当する対象者（*）が在宅の世帯の方は、申請により、上・下水道の基本料金及び基本料金にかかる消費税相当額の免除を受けることができます。資格確認に必要な証書・手帳をご持参のうえ、鎌倉水道営業所または市役所下水道経営課で手続きをしてください。 ※電子申請も受け付けています。

●対象者（*）

児童扶養手当受給者、特別児童扶養手当受給者、遺族基礎年金受給者、重度の知的障害（A1またはA2）と判定された人、身体障害者手帳1級または2級の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人、要介護4または要介護5の認定を受けた人、療育手帳B1またはB2・身体障害者手帳3級・精神障害者保健福祉手帳2級のうち一人が2つ以上を受けている方。

水道料金の減免について



下水道使用料の減免について



🌸 紙おむつの支給

■問い合わせ先 介護保険課 ☎61-3950

紙おむつや尿とりパッドを2か月に一度、自宅に配達します。

●利用できる人

在宅（配達する月の1日現在）で、要介護4・5に認定された人や、要介護1から3の認定を受けていて、要介護認定における認定調査票から尿失禁があるこ

とが確認できる人が対象です。ただし、世帯全員が市民税非課税であることが条件です。

🌸 おむつ使用証明書に代わる「確認書」の発行

■問い合わせ先 介護保険課 ☎61-3947

●「おむつ使用の確認書」とは

おむつ代は所得税・住民税における医療費控除の対象となる場合があります。「おむつ使用の確認書」は控除の申告を行う際に、一緒に提出する書類になります。（所得税の場合は税務署へ、住民税の場合は本市の市民税課への申告になります）

●おむつの「確認書」の発行について

次のすべてに該当する方について、主治医の了承を得て発行します。

- ア おむつ代の「医療費控除」の申告が2年目以降である方
- イ 介護保険法に基づく主治医意見書から「障害高齢者の日常生活自立度」がB1からC2かつ「尿失禁の可能性」が「あり」と記載されている方

声かけふれあい収集

■問い合わせ先 環境センター ☎44-5344

クリーンステーション（ごみ集積場）まで、ご自分でごみや資源物を運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に週1回、市職員が戸別に声をかけて安否の確認をしながら、ごみや資源物の収集を行う制度です。

●利用できる人

高齢者・障害者のみの世帯で次の①から⑤のいずれかに該当

- ①介護保険の居宅サービスを日常的に利用している
高齢者のみで構成されている世帯
- ②身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている
障害者のみで構成されている世帯

③精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けており、居宅介護を日常的に利用している障害者のみで構成されている世帯

④①から③に規定する高齢者及び障害者のみで構成されている世帯

⑤①から④に規定する世帯と同等の状態にあると市長が認めた世帯

※申請の際、必ず事前にご相談ください。

高齢者生活支援サポートセンター

■問い合わせ先 高齢者生活支援サポートセンター ☎48-1130

加齢に伴い、体力の衰えや気力の減退などから、掃除、洗濯、買い物などの日常的な家事や、趣味のための外出や散歩など、今まで普通に行ってきたことができにくくなった高齢者のうち、一定の要件に当てはまる人を対象に、所定の養成講座を受講した、高齢者生活支援サポーターが定期的・継続的に支援を行っています。申込み、詳細については、高齢者生活支援サポートセンターにお問い合わせください。

高齢者虐待防止についての相談

虐待に気づいた方は、地域包括支援センターや、高齢者いきいき課への通報をお願いします。特に生命や身体に重大な危険性がある場合は、通報が義務とされています。また、日頃から介護負担や介護の悩みを感じている方は、一人で抱え込まずご相談ください。

相談窓口

地域包括支援センター（4ページ参照）
高齢者いきいき課 ☎61-3899
地区の民生委員

▼高齢者虐待の種類

虐待の種類	内容
身体的虐待	暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為
介護の放棄・放任 (ネグレクト)	意図的であるか結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること
心理的虐待	脅かしや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること